

岐阜県公報

号外(四) 平成二十六年二月二十八日

目次

監査委員告示

平成二十五年定期監査の結果に関する報告(年間総括)の公表	(監査委員)	一
財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表	(同)	五
平成二十五年定期財政的援助団体等監査の結果に関する報告(年間総括)の公表	(同)	一一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第一項及び第四項の規定により平成二十五年六月一日から同年十一月三十日まで執行した定期監査の結果に関する報告(年間総括)を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県監査委員	渡	辺	嘉	山
岐阜県監査委員	平	岩	正	光
岐阜県監査委員	鶴	飼	誠	
岐阜県監査委員	石	井	直	子
岐阜県監査委員	藤		良	寛

第1 平成25年度定期監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査対象機関のすべてに対し定期監査を実施した。

監査対象機関に対し、質疑を行い当局の見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。

このうち、113機関において85件の指摘事項、58件の指導事項及び1機関において1件の本課検討事項が認められたので、是正、改善又は必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

1 監査期間

平成25年6月1日から同年11月30日まで

2 監査対象機関

知事部局	179機関	
教育委員会	101機関	
警察本部	56機関	
その他	13機関	
	計	349機関

第2 監査結果

1 定期監査における要望、質疑等
主な要望、質疑等は次のとおり。

(1) 県財政について

ア 県財政について、意見を述べ、要望を行った。

・行財政改革アクションプランの取組により財政状況は改善されつつあり、平成25年度当初予算では増額を行う事業もあったが、今後の具体的な財政見通しについて説明されたい。

・県有施設の自動販売機に係る競争入札の仕様が施設によって異なっているが、収入の最大化という視点から、仕様の統一化や一括契約の適否について検討されたい。

イ 県財政について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・「予算の使い切り」意識を完全に払拭し、目的意識を明確に持った事業実施のための取組内容とその成果について
- ・平成25年度予算編成の状況及び県民からの意見について
- ・経費削減対策の取組内容と効果、影響について

(2) 行財政改革について

ア 行財政改革について、意見を述べ、要望を行った。

- ・福祉部門における専門員の確保・養成に努められたい。
- ・多くの県立高校で教員数の不足を非正規教員で補っている状況なので、正規の教員の確保に努められたい。
- ・「岐阜県政再生プログラム」について努力の成果が表れていると思うが、職員意識は風化しやすいので、常に見直しを図るとともに、コスト意識や公金意識

の徹底も図られたい。

- ・時間外勤務縮減に向け、引き続き取り組まれたい。
- ・職員が削減される中、効果的に人材育成を図ることは重要なので、職員の資質向上のための研修に、引き続き取り組まれたい。

イ 行財政改革について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・行財政改革アクションプランの成果及び市町村、関係機関等の反応について
- ・旅券センターのあり方の検討について
- ・指定管理者制度導入によるコスト削減の状況について
- ・組織改編の理由及びその効果について
- ・適正な職員配置について

(3) 事務事業について

ア 県が実施する各種事務事業について、意見を述べ、要望を行った。

- ・リニア中央新幹線をまちづくりや観光、雇用等に大いに活用できるように、沿線自治体との調整を図られたい。
- ・清流の国さぶ森林・環境税の目的や用途を十分に県民にPRし、理解を深めていくよう努められたい。
- ・昨年度、河川等の占用許可事務において、不適切な処理をしていた事案があったので、本課と土木事務所と情報を共有し、同じ誤りを繰り返さないよう努められたい。
- ・特別支援教育の環境整備については推進されてきたが、就労支援についてはまだ十分ではないと思われるので、職場開拓等一層の就労支援に努められたい。
- ・庁舎管理業務について、長期間にわたって同一業者との契約が続く状況は、自由、公正な競争の結果であるか疑念を招きかねないので、契約に際しては、自由、公正な競争がなされるよう意を払われたい。
- ・工事請負及び委託業務について、何度も契約変更している事例が見受けられるが、安易に契約変更を繰り返すことのないよう、その必要性を十分検討されたい。
- ・県立学校運営にかかる経費について「公費・私費負担区分ガイドライン」に沿った取扱いに努められたい。

- イ 県が実施する各種事務事業について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。
- ・原子力防災をはじめとする防災に対する取組について
 - ・岐阜県水源地域保全条例制定効果や影響について
 - ・各種計画、事業等に係る数値目標の設定及び達成状況について
 - ・南飛騨健康増進センターの今後のあり方について
 - ・県立高校等における退学、休学等の状況及びその原因と対策について
 - ・観光資源を活用した取組とその効果、成果について
 - ・所管事業の効果、成果について
 - ・国体を契機に設立されたクラブや根付いたスポーツを活用した今後の取組について

(4) 県が交付する補助金について

ア 県が交付する補助金について、意見を述べ、要望を行った。

- ・中心市街地活性化に対する補助金等の支援に当たっては、市町村や地元と十分な連携を図られたい。
- ・岐阜県清流の国地域振興補助金について、市町村等に対して事業の目的を明確に説明し、事業効果上がるよう努められたい。
- ・補助事業の完了検査について、補助金の使途が制度の趣旨に沿った適正なものとなっているか十分に確認し、適切な指導に努められたい。

イ 県が交付する補助金について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・補助金返還事業の状況確認について
- ・岐阜県企業立地促進事業補助金をはじめとする補助金の効果について
- ・第三セクター鉄道等への支援の状況及び今後の見込みについて

(5) 債権の保全・管理事務について

ア 県が保有する債権の保全・管理事務について、意見を述べ、要望を行った。

- ・収入未済となっている道路・河川占用料等について、適正な債権の管理、回収に努められたい。
- ・委託契約の相手方の経営不振が理由で契約不履行となり発生した違約金等が収入未済となっているものがあるので、契約時点で十分に審査するなど経営状況等の事前把握に努められたい。
- ・県立高校の奨学金等の債権回収に当たっては、公平性を維持し、効率的な回収方法を常に検討されたい。

イ 県が保有する債権の保全・管理事務について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・債権管理連絡会議の進捗など、債権回収に向けた取組の現状について
- ・就農支援資金貸付金、高齢者住宅整備資金貸付金及び介護福祉士等修学資金貸付金の回収状況について
- ・母子寡婦福祉資金貸付金及び県営住宅使用料未回収回収業務の外部委託の進捗状況について

(6) 財産の管理・活用状況等について

ア 県が保有する財産の管理・活用状況等について、意見を述べ、要望を行った。

- ・取得後15年以上経過した公用車が見受けられるが、劣化による事故の発生、修繕費の増加などが懸念されるので、適時の更新を進められたい。
- ・県立高校におけるＩＴ環境の整備について、今後の方針を整理されたい。

イ 県が保有する財産の管理・活用状況等について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・県有建築物の耐震性、耐震化の状況について
- ・ぎふ清流国体で使用した資機材等の有効利用について
- ・未来会館、岐阜産業会館の今後の活用計画について

(7) 外郭団体について

ア 県が出資出捐する外郭団体について、意見を述べ、要望を行った。

・岐阜県森林公社及び木曾三川水源造成公社は多額の債務を負っており、経営改善は長期にわたるので、公社の経営に目配りされたい。

・30年以上前に県が出資した団体について、現在も出資の実益があるかどうかなど、実態把握に努められたい。

イ 県が出資出捐する外郭団体について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

・岐阜県住宅供給公社に対する支援の状況について

・岐阜県農畜産公社、岐阜県畜産協会、岐阜県研究開発財団及び岐阜県建設研究センターと県との関わりについて

(8) 公務中における職員の交通事故について

職員の交通事故について意見を述べ、要望を行った。

・公務中の警察職員の交通事故が多数発生していることで、事故防止策に取り組みられているところではあるが、より一層、徹底されたい。

・公務中の交通事故により発生した公用車の修繕料等は公金であることを自覚し、交通事故防止に、一層取り組みられたい。

<職員の交通事故に係る平成25年度監査結果>
県に損害を与えたもので示談が成立したものと50件(うち警察本部32件)が指摘・指導事項の対象となっており、このうち県の過失割合が50%を超えるものが41件で、うち100%のものが32件であった。

これらの事故において、損害賠償金 12,365,243円(うち警察本部10,356,256円)、修繕料 5,045,840円(うち警察本部2,232,206円)が支払われていた。
損害賠償金は相手方損害金に県過失割合を乗じた額、修繕料は県が修繕に要した額から相手方負担分を除いた額を指す。

2 監査実施機関数及び監査結果(指摘事項等)件数

監査実施機関数	監査結果件数	
	指摘あり	指摘事項
指摘あり	指摘あり	指摘事項
本課検討あり	本課検討あり	本課検討あり

知事直轄	8	1	0	0	2	1	1	0
総務部	15	0	1	0	1	0	1	0
総合企画部	7	0	0	0	0	0	0	0
環境生活部	10	2	1	0	4	2	2	0
健康福祉部	38	8	7	1	18	10	7	1
商工労働部	21	3	4	0	10	3	7	0
農政部	29	11	4	0	18	12	6	0
林政部	7	1	1	0	2	1	1	0
県土整備部	22	9	2	0	16	11	5	0
都市建設部	15	3	0	0	4	4	0	0
振興興局	7	1	0	0	1	1	0	0
教育委員会	101	17	16	0	43	18	25	0
警察本部	56	18	2	0	24	21	3	0
その他	13	1	0	0	1	1	0	0
合計	349	75	38	1	144	85	58	1

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指摘事項 是正又は改善を求める事項
 - ・本課検討事項 本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指摘がされた場合を含む。

3 監査結果の分野別件数

(単位：件)

指摘事項	指導事項	主な監査結果
収入関係	4	12
支出関係	25	17
		現金の保管・管理が不適正なもの 4
		収入確保に適切な措置を要するもの 3
		支出額が誤っていたもの 36
		支払時期が不適正なもの 4

契約関係	2	10	契約書（請書）が不適正なもの 契約審査会に諮られていないもの	5	2
財産関係	4	12	財産及び物品の管理事務が不適正なもの 財産及び物品の処分が不適正なもの	5	5
その他	50	7	職員の交通事故で果に損害を与えたもの 道路等の管理瑕疵で果に損害を与えたもの	36	9
合 計	85	58			

(注) 監査結果が複数の分野に関係する場合は、主要内容が属する分野で計上。

4 重点監査項目

「適正な予算執行の確保」及び「効率的な行財政運営の確保」を念頭に置き、重点監査項目を設定し、該当機関において監査を行った。

(1) 重点監査項目に係る監査結果件数

(単位：機関、件)

重点監査項目	実施機関数	指摘事項	指導事項
委託契約事務に係る執行状況の検証	293	2	5
許可可事務（収入を伴うもの）に係る事務手続の検証	97	0	1

(注) 実施機関数並びに指摘事項及び指導事項の件数は、「2 監査実施機関数及び監査結果（指摘事項等）件数」中の監査実施機関数及び監査結果件数の内数。

(2) 監査の観点及び主な監査結果

ア 委託契約事務に係る執行状況の検証

イ 監査の観点

前年度の定期監査において、一者随意契約、予定価格及び契約先が固定化している契約並びに仕様書の記載内容が過度に簡潔で、具体性に乏しいものが認められたこと、プロポーザル方式による契約に係る事務処理基準の見直しがあったこと等を踏まえ、委託契約事務に係る執行状況について検証した。

イ 主な監査結果

・契約審査会設置要綱に基づく契約審査会が開催されていないものがあった。
・委託業務完了届を徴することなく委託料を支払っていたもの、委託業務完了届に不備があるにもかかわらず受理していたものがあった。

許可可事務（収入を伴うもの）に係る事務手続の検証

ア 監査の観点

前年度の定期監査において、許可可事務に係る不適正な事務処理が確認されたことを踏まえ、収入を伴う許可可事務に係る事務手続について検証した。

イ 主な監査結果

・許可証の許可期間が土地所有者の土地使用承諾期間を超えていたものがあった。

岐阜県認知症センター緑川庁

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により平成二十六年一月九日から同月二十七日までに執行した財政的援助団体等調査の結果に関する報告を決定したため、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年一月二十一日

岐阜県認知症センター 関 沢 藤 田 米 崎
岐阜県認知症センター 津 野 出 山 崎
岐阜県認知症センター 津 野 出 山 崎
岐阜県認知症センター 津 野 出 山 崎

第1 監査実施団体数

区分	監査実施団体数	団体監査結果件数		所管機関監査結果件数		本課検討事項
		指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	
出資・出捐団体	17	19	3	16	1	0

補助金等交付団体	10	5	2	3	5	2	3	0
指定管理者	8	4	1	3	2	0	2	0
合計	35	28	6	22	8	2	6	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なものは正又は改善を求める事項
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 所管機関指摘事項 指摘の対象が、所管機関である事項
- ・ 所管機関指導事項 指導の対象が、所管機関である事項
- ・ 本課検討事項 団体を所管する本課に対して、是正又は改善を求める事項

第2 監査結果

監査の結果、15団体において、6件の指摘事項及び22件の指導事項が認められた。
また、5所管機関において、2件の指摘事項及び6件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 出資・出捐団体 (17団体)

実施団体名	実施年月日	実施団体名	実施年月日
公益財団法人岐阜県研究開発財団	平成26年1月15日	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	平成26年1月20日
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	平成26年1月17日	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	平成26年1月14日
公立大学法人岐阜県立看護大学	平成26年1月14日	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	平成26年1月16日
株式会社グイ・アール・チクノセンター	平成26年1月15日	一般財団法人岐阜産業会館	平成26年1月20日
公益財団法人ソフトラビオジャパン	平成26年1月10日	一般社団法人岐阜県農畜産公社	平成26年1月16日
一般財団法人岐阜	平成26年1月27日	公益社団法人木曾	平成26年1月27日

県魚苗センター		三川水源造成公社	
公益財団法人岐阜県建設研究所センター	平成26年1月9日	岐阜県土地開発公社	平成26年1月9日
公益財団法人岐阜県浄水事業公社	平成26年1月17日	岐阜県住宅供給公社	平成26年1月9日
財団法人岐阜県美術振興会	平成26年1月27日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。
ア 監査対象団体

団体名	区分	内容
公益財団法人岐阜県研究開発財団	指導事項	平成24年度の決算において、平成17年10月及び平成18年2月に取得したソフトウエアについての取得時からの減価償却の取扱いが誤っていたため、減価償却済額が20,176円過少となっており、固定資産の帳簿価額が過大に計上されていたので、過年度修正損を計上するなどして、適正に処理されたい。
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	指摘事項	支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 月刊誌「ケアマネジャー」の購入について、納入時における検査が行われていなかった。 2 福祉有償運送サービス委託業務について、事前決裁において検査者が指定されおらず、事前決裁起案者が検査を実施していた。
地方独立行政法	指導事項	平成24年度の決算において、車両運搬具として登録されていたフルリクライニング型車椅子に係る(大区分)「固定資産売却損・処分損(売却原価)」1件2,869円について、(中区分)「車両運搬具売却損・処分損(売却原価)」に計上すべきところ、(中区分)「器具及び備品売却損・処分損(売却原価)」に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。 ポリ塩化ビニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)

人岐卓県総合医療センター	処理委託業務に係る検査事務において、検査調書が作成されていないかつたので、今後は適正に処理されたい。	一般社団法人岐卓県農畜産公社	指導事項	<p>処理された。</p> <p>固定資産の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事務局長により行われることとされている固定資産の現物と固定資産台帳との照合結果の理事長への報告が行われていなかった。 器械備品に資産管理ラベルを貼り付けるべきところ、行われていないものがあつた。
地方独立行政法人岐卓県立多治見病院	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託業務に係る契約及び検査事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 見積書の徴取を省略できない契約であるにもかかわらず、見積書が徴取されず、見積書が作成されていなかった。 検査調書を作成すべきところ、契約上の義務を履行した旨の届出書等の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、記名することで代えていた。 	一般財団法人岐卓県飼育センター	指導事項	<p>平成24年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 退職給付引当金に係る期末所要額を計算するに当たり、調整額を加算していなかったことにより、退職給付引当金計上額が2,766,000円過少となつていた。 「財務諸表に対する注記」の「引当金の計上基準について」において、退職給付引当金に係る基準が記載されていなかった。
指導事項	<p>清掃管理委託業務に係る契約事務において、業務仕様書に規定する契約締結後1週間以内に提出すべき作業計画書等の書類が提出されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	公益財団法人岐卓県浄水事業公社	指導事項	<p>汚水ポンプ電動機修繕工事に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約の保証が付されないまま契約し、契約後に、契約日翌日付けの銀行の保証書を受理していた。 上記による銀行の保証を受け取ったにもかかわらず、契約保証金納付免除同の決裁を行つていない。
指導事項	<p>院内保育事業運営費助成金の交付事務において、実績報告を受けた場合には助成の成果や条件の適合性を調査して交付すべき助成金の額を確定し協議会へ通知すべきところ、通知が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	指導事項	指導事項	<p>遠心濃縮機制御盤修繕工事に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公共工事履行保証証券による保証が付され、契約を締結した後に、契約保証金納付免除同について、免除項目の選択を誤り決裁を行つていない。 契約保証金について納付を免除しているにもかかわらず、工事請負契約書に契約保証金の額を記載してない。
指導事項	<p>フロアスイッチ更新工事に係る契約事務において、契約の保証について第三者による公共工事履行保証証券が付され、契約保証金について納付を免除しているにもかかわらず、工事請負契約書に契約保証金の額を記載していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	指導事項	指導事項	<p>臨床研修コンテンツ制作委託業務に係る契約事務において、毎月、その月の委託業務を完了したときに提出しなければならないと契約に定められている報告書が提出されていなかったため、今後は適正に</p>

岐阜県住宅供給公社 指導事項 平成24年度の決算において、退職給付引当金に係る期末所要額を計算するに当たり、職員1名分の給与月額を誤ったことにより、49,275円過少に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項 分譲後の宅地において、購入者が集合住宅を建設するために必要な地盤改良工事について、購入者からの要請を受け杭打ち工事を実施したが、購入者との協議や実施方法の決定過程等についての十分な記録が作成保管されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	
	指導事項 平成24年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 旧定率法の適用を受ける固定資産の減価償却について、平成19年度以降毎年実施すべきところとされておらず、また、平成24年度において単年度分のみ実施しており、過年度分を一括処理していなかった。 2 ソフトウェアが有形固定資産として計上されていた。 3 前回指導したにもかかわらず、寄附行為で「基本財産」と定める基金について、会計処理規程では「特定資産」に区分され、財産目録では「その他固定資産」として計上されていた。	
1 所管機関 機関名 実施団体名 区分 内容 社会教育文化課 財団法人岐阜県美術振興会 指導事項 財団法人岐阜県美術振興会の平成24年度決算において、前回の監査で不適正な事項を指導しているにもかかわらず、今回の監査において改善されていない事項が認められたほか、新たに不適正な事項が認められたので、今後は会計処理が適切に行われよう当該財団に対する指導・監督の強化		
2 補助金等交付団体 (10団体) を図られたい。		
実施団体名 学校法人西濃学園 社会福祉法人サンライフ	補助金等の名称 岐阜県私立学校教育振興費補助金 岐阜県老人福祉施設等整備費補助金 岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金事業費補助金 岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金 岐阜県結核予防費補助金	実施年月日 平成26年1月27日 平成26年1月27日
社会福祉法人柴山・社の会 独立行政法人国立病院機構長良医療センター	障害者自立支援大規模生産設備整備事業費補助金 岐阜県障害者指定相談支援発展推進支援事業補助金 障害児施設給付費等負担金 岐阜県周産期医療施設等整備費補助金 岐阜県産科医等確保支援事業費補助金 岐阜県新人看護職員研修事業補助金 岐阜県周産期医療施設運営費等補助金	平成26年1月27日
岐阜県バスケットボール協会	スポーツリーダー・ドクター等活用支援事業交付金 国体トツアスリート招聘事業交付金 東日本復興支援トツアスリート招聘事業交付金 シュニアプロウアツアツ作戦事業交付金 ぎふ清流国体競技団体活動支援事業補助金 ぎふ清流大会競技役員等養成・活動支援事業補助金	平成26年1月27日

岐阜県ラグビーフットボール協会 スポーツリーダー・ドクター等活用支援事業交付金 国体トッポアスリート招聘事業交付金 東日本復興支援トッポアスリート招聘事業交付金 シュニアフロウアツツ作戦事業交付金 ぎふ清流国体競技団体活動支援事業補助金	平成26年1月27日	
	ぎふ清流国体瑞浪市実行委員会 岐阜県土地区画整理事業補助金	平成26年1月27日
	北方町高屋西部土地区画整理組合 岐阜県商工会及び商工会議所補助金	平成26年1月27日
	各務原商工会議所 岐阜県商工会及び商工会議所補助金	平成26年1月27日
	白川町 ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金 (監査対象) 平成21年度から平成24年度までのすべての事業 平成21年度：クレー射撃(1件) 平成22年度：クレー射撃(1件)、ライフル射撃(2件) 平成23年度：クレー射撃(2件)、ライフル射撃(3件) 平成24年度：クレー射撃(2件)、ライフル射撃(4件)	平成26年1月27日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

ア 監査対象団体			
団 体 名	区 分	内 容	
学校法人西濃学園 社会福祉法人梁山・杜の会	指導事項	岐阜県私立学校教育振興費補助金において、教育研究経費の算定誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。	
白川町	指導事項	ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金(平成23年度)において、ライフル射撃競技リハーサル大会の銃器保管庫設置費について既に交付を受けていたにもかかわらず、第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金(平成23年度)の補助対象経費として重複して申請し、交付を受けていたことにより、第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金(平成23年度)47,000円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
	指導事項	ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金(平成24年度)において、既にぎふ清流国体会場地市町村運営交付金(平成24年度)の補助対象経費として交付を受けていたライフル射撃競技に使用した銃器保管庫の機械整備費について、重複して申請し、交付を受けていたことにより、補助金43,000円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	

イ 所管機関

機 関 名	実施団体名	区 分	内 容
人づくり文化課	学校法人西濃学園	指導事項	学校法人西濃学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、教育研究経費の算定誤りにより補助対象経費が過大となっており、貴課における実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
保健医療課	社会福祉法人 栄山・杜の会	指導事項	社会福祉法人 栄山・杜の会に対する障害者自立支援大規模生産設備整備事業費補助金において、補助金交付要綱で実績報告書の提出期限は補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日までと規定されているところ、期限までの提出及び受理がされていないので、今後は適正に処理されたい。
スポーツ健康課	白川町	指導事項	白川町に対するぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金(平成23年度)において、ライオン射撃競技リハーサル大会の銃器保管庫設置費について既に交付していたにもかかわらず、第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金(平成23年度)の補助対象経費として重複して交付したことにより、第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金(平成23年度)47,000円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
		指導事項	白川町に対するぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金(平成24年度)において、既にぎふ清流国体会場地市町村運営交付金(平成24年度)の補助対象経費として交付していたライオン射撃競技に使用した銃器保管庫の機械整備費について、重複して交付したことにより、補助金43,000円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
		指導事項	白川町に対するぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金(平成24年度)において、

補助金交付要綱で実績報告書の提出期限は補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までと規定されているところ、6件のうち2件について期限までの提出及び受理がされていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

3 指定管理者(8団体)

実施団体名	施設名称	実施年月日
株式会社三和サービス	岐阜県科学技術振興センター	平成26年1月15日
ふれあいフアンライズ	岐阜県県民ふれあい会館	平成26年1月16日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立サニーヒルズみずなみ	平成26年1月20日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立ひまわりの丘第四学園	平成26年1月20日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立白鳩学園	平成26年1月20日
海津市	岐阜県さぼろ遊学館	平成26年1月10日
イビデングリーンテック株式会社	養老公園	平成26年1月10日
株式会社コパソ	岐阜アリーナ	平成26年1月20日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

ア 監査対象団体

実施団体名(施設名称)	機 関 名	区 分	内 容
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 (岐阜県立サニーヒルズみ)	障害福祉課	指導事項	食事提供業務委託に係る支出事務において、事前決裁で検査者を指定しないまま、検査を行っていたので、今後は適正に処理されたい。

ずなみ)	子ども家庭課	指摘事項	自家用電気工作物の保安管理業務に係る検査事務において、業務完了時における検査が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 (岐阜県立白鳩学園)			
海津市 (岐阜県さぼう遊学館)	砂防課	指導事項	岐阜県さぼう遊学館の管理運営業務において、管理運営協定書で施設、備品等の管理物件を定めているが、次のとおり管理運営協定書の記載と実際の管理物件が異なった状態となっていたので、今後は適正に処理されたい。 1 県から貸し付けられていた電気掃除機 1 件が管理物件とされいなかった。 2 存在しない棚等19件が管理物件とされていた。
		指導事項	岐阜県さぼう遊学館の管理運営業務において、管理運営協定書で事業計画書の提出期限は毎年度業務を開始する日の1月前までと規定されているところ、期限までに提出されていないため、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関

機 関 名	実施団体名 (施設名称)	区 分	内 容
砂防課	海津市 (岐阜県さぼう遊学館)	指導事項	岐阜県さぼう遊学館の管理運営業務において、管理運営協定書で施設、備品等の管理物件を定めているが、次のとおり管理運営協定書の記載と実際の管理物件が異なった状態となっていたので、今後は適正に処理されたい。 1 県から貸し付けていた電気掃除機 1 件を管理物件としていなかった。 2 存在しない棚等19件を管理物件としていた。

指導事項	岐阜県さぼう遊学館の管理運営業務において、管理運営協定書で事業計画書の提出期限は毎年度業務を開始する日の1月前までと規定されているところ、期限までの提出及び受理がされなかったため、今後は適正に処理されたい。
------	---

岐阜県知事 田中 隆 二

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により平成二十五年十一月二十日（平成二十六年一月二十七日）までに執行した財政的援助団体等種別の変更に関する報告（年間総括）を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事	田 中	直 子
岐阜県知事	井 上	龍 子
岐阜県知事	石 井	直 子
岐阜県知事	田 中	直 子

第1 平成25年度財政的援助団体等監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が資本金等を4分の1以上を出資等している団体（出資・出捐団体）の22団体、補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）の20団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）の11団体の合計53団体に対し監査を実施した。

監査対象団体等に対し、質疑を行い見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。

このうち、20団体において、8件の指摘事項及び25件の指導事項が認められた。さらに、7所管機関において、2件の指摘事項及び11件の指導事項が認められたので、是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 監査期間

<p>平成25年11月20日から平成26年1月27日まで</p>	<p>2 監査実施団体数</p>	<p>22団体</p>
<p>出資・出捐団体</p>	<p>補助金等交付団体</p>	<p>20団体</p>
<p>指定管理者</p>	<p>11団体</p>	<p>計 53団体</p>
<p>3 監査対象年度</p>	<p>原則として、平成24年度を対象とした。</p>	
<p>ただし、補助金等交付団体の一部については、複数年度を対象とした。</p>		
<p>第2 監査結果</p>	<p>1 財政的援助団体等監査における要望、質疑等 主要要望、質疑等は次のとおり。</p>	
<p>(1) 出資・出捐団体</p>	<p>ア 団体に対して、意見を述べ、要望を行った。</p>	
<p>・(公財) 岐阜県教育文化財団の文化事業について、心の豊かさを育むためには文化の振興が欠かせないものであることから、一人でも多くの県民が参加意欲を持てるよう今後も創意工夫を持って事業推進を図られたい。</p>	<p>・(地独) 岐阜県立多治見病院は、災害拠点病院に指定されていることから、周辺道路の冠水時における病院までのアクセス方法の抜本的な解決策について県へ強く要望されたい。</p>	<p>・(株) ナイ・アール・テクノセンターの人材育成研修事業について、事業実施成果を地域企業に対して効果的に広報する手段を検討されたい。</p>
<p>・(一財) 飛騨地域地場産業振興センターの事業運営について、駐車場管理事業の赤字解消へ向けた方策を講じられたい。また、施設内の展示スペース等について、来場者の増加につながる工夫をするなど有効的な活用方法を検討されたい。</p>	<p>・(財) 岐阜県美術振興会の決算事務及び財務諸表等の作成において、前回指導した事項が依然として改善されておらず、新たに多数の不備事項が認められたので、財務諸表等の正確性を十分検証するとともに、内部監査の強化及び確実な再発防止策を早急に講じられたい。</p>	
<p>・(一財) 岐阜県公衆衛生検査センターの減価償却にかかる不備事項について、前回指導したにもかかわらず依然として改善されていなかったため、今回の指導を重く受け止めて、二度と同じ指摘を受けないよう理事会は責任を持って対応されたい。</p>		

<p>指導を重く受け止めて、二度と同じ指摘を受けないよう理事会は責任を持って対応されたい。</p>
<p>イ 団体に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。</p>
<p>・経営改善、経費削減等に向けた取組について</p>
<p>・公益財団法人移行後の課題について</p>
<p>・事務事業の事業効果について</p>
<p>・人材育成、人材確保について</p>
<p>・医師、看護師の確保、勤務体制について</p>
<p>・施設改修、更新に向けた対応について</p>
<p>・未収金回収に向けた取組について</p>
<p>(2) 補助金等交付団体</p> <p>ア 団体及び団体に補助金等を交付する所管機関に対して、意見を述べ、要望を行った。</p>
<p>・補助事業の実施に当たって、事業費が確定しない段階で実績報告書が提出され補助金の額の確定がなされているものや、事業費自体、交付決定に際して付された条件の履行状況、事業実施による効果等を確認する必要があるものについて、事後の検証の制度作りを検討されたい。</p> <p>・補助金を概算払いで交付する場合は、金額・時期等具体的かつ個別に定めて交付の条件とされたい。また、事業完了後は速やかに実績報告書を提出させ、精算額の確定を行われたい。</p>
<p>イ 所管機関に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。</p>
<p>・補助事業の必要性、事業効果について</p>
<p>・補助金の実施状況に係る所管課による確認について</p>
<p>(3) 指定管理者</p> <p>ア 指定管理者に対して、意見を述べ、要望を行った。</p>

・施設の設置目的が十分果たされるよう、運営面で一層の工夫をするなど効果的な事業運営に取り組みたい。

イ 指定管理者に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

- ・運営収入確保に向けた施設の稼働率向上及び有効活用の取組について
- ・施設における現金、通帳等の取扱いについて

2 監査実施団体数及び監査結果件数

(単位：団体、件)

区分	監査実施団体数		団体監査結果件数		所管機関監査結果件数		所管機関指導事項		本課検討事項
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	所管機関指導事項	所管機関指導事項	所管機関指導事項		
出資・出捐団体	22	4	8	21	5	16	2	0	2
補助金等交付団体	20	1	6	8	2	6	8	2	6
指定管理者	11	1	2	4	1	3	3	0	3
合 計	53	6	16	33	8	25	13	2	11

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・所管機関指摘事項 指摘の対象が、所管機関である事項
- ・所管機関指導事項 指導の対象が、所管機関である事項
- ・本課検討事項 団体を所管する本課に対して、是正又は改善を求める事項

3 団体を所管する部署別団体数 (件数)

(単位：団体、件)

知 事 直 轄	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合計	
	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり

総務部									
総合企画部	0 (0)	1 (1)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	
環境生活部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	
健康福祉部	2 (2)	3 (9)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)	5 (11)	
商工労働部	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			1 (1)	0 (0)	
農政部	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	2 (2)	
林政部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	0 (0)	
県土整備部	0 (0)	0 (0)			0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (2)	
都市建設部	0 (0)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)	
振興局									
教育委員会	1 (2)	0 (0)	1 (2)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (4)	3 (3)	
警察本部									
その他									
合 計	4 (5)	8 (16)	1 (2)	6 (6)	1 (1)	2 (3)	6 (8)	16 (25)	

(注) 1 括弧内の数字は、監査結果件数を示す。

2 「J」は、監査を実施した団体がないもの。

4 監査結果の分野別件数

(単位：件)

	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合計	
	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項
収入関係	0	0	0	0	0	0	0	0
支出関係	1	2	0	0	1	1	2	3
契約関係	1	8	0	0	0	0	1	8
財産関係	0	2	0	0	0	0	0	2
決算関係	2	4	0	0	0	0	2	4
その他	1	0	2	6	0	2	3	8
合 計	5	16	2	6	1	3	8	25

(注) 監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上。

5 重点監査項目

特に重点的に調査点検すべき項目として5項目を設定し、該当団体において監査を行った。
 監査の観点及び主な監査結果は次のとおり。

(単位：件)

区 分	重点監査項目	指摘事項	指導事項	所管機関 指摘事項	所管機関 指導事項	本 課 検 討 事 項
出 資 ・ 出 捐 団 体	(1)決算事務における 正確性の検証	2	4	0	2	0
	(2)適正な契約事務の 検証	1	8	0	0	0
補助金等交付団体	(3)適正な申請・報告 事務の検証	2	6	2	6	0
	(4)協定事項の遵守状 況の検証	0	2	0	3	0
指 定 管 理 者	(5)収支決算の正確性 の検証	0	0	0	0	0
	合 計	5	20	2	11	0

(注) 指摘事項、指導事項、所管機関指摘事項、所管機関指導事項及び本課検討事項の件数は、「2 監査実施団体数及び監査結果件数」中の監査結果件数の内数。

(1) 決算事務における正確性の検証 (出資・出捐団体)

ア 監査の観点

前年度の監査において、決算事務の多くの不適正な事例が見受けられたことを踏まえ、団体の会計事務及び決算手続の処理状況を検証した。

イ 主な監査結果

・財務諸表の作成において、減価償却の取扱いが不適正なものがあった。

(2) 適正な契約事務の検証 (出資・出捐団体)

ア 監査の観点

前年度の監査において、契約事務の不適正な事例が見受けられたことを踏まえ、契約内容や契約方法等が適正に行われているか検証した。

イ 主な監査結果

・見積書の徴収を省略できない契約であるにもかかわらず、見積書が徴収されていないものがあった。
 ・契約保証金の取扱いが不適正なものがあった。

(3) 適正な申請・報告事務の検証 (補助金等交付団体)

ア 監査の観点

前年度の監査において、補助対象経費の算定誤り等により、補助金の過大交付が認められたことを踏まえ、申請・報告事務が適正に行われているか検証した。

イ 主な監査結果

・補助対象経費を重複して申請し、交付を受けていたことにより、補助金を過大に受給している団体があった。
 ・実績報告書の提出が遅延している団体があった。

(4) 協定事項の遵守状況の検証 (指定管理者)

ア 監査の観点

前年度の監査において、協定事項に基づく業務の履行が適正に行われていない事例が見受けられたことを踏まえ、指定管理業務が適正に行われているか検証した。

イ 主な監査結果

・協定事項に基づく適正な事務処理が行われていない団体があった。

(5) 収支決算の正確性の検証 (指定管理者)

ア 監査の観点

前年度の監査において、指定管理業務における収支決算の金額が確認できないもの、支出金額の計上に誤りがあるものなど不適正な事例が見受けられたことを踏まえ、収支決算が正確に行われているか検証した。

イ 主な監査結果

・特に指摘指導する事項はなかった。